

② 空き家購入補助



空き家への居住又は活用を促進するため、市内の空き家購入
(土地を含む) に要する経費の一部を補助します。

補助対象者

市内の空き家（土地を含む）を購入予定の個人
但し、居住又は活用する目的での購入に限る

対象空き家

市内にある空き家（土地を含む）
但し、購入後に単独所有となるものに限る

補助額等

空き家の購入に要する費用

(補助限度額:30万円, 補助率:3/10)

提出書類

補助申請時 事業実施前

- ① 交付申請書
- ② 購入費の見積書（写し）等
- ③ 家屋の現在の所有者が確認できるもの
（登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳）
- ④ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑤ その他市が必要と認めた書類（誓約書等）

実績報告時 事業完了後

- ① 事業実績書
- ② 購入費の領収書（写し）
- ③ 変更後の家屋の登記事項証明書
- ④ その他市が必要と認めた書類

条件

江田島市に登録された空き家であること
購入後は必ず所有権移転登記を行うこと

注意点

申請前に都市整備課に相談すること
補助申請後、交付決定を受けた会計年
度の3月10日までに実績報告すること
定住目的の新築・新築住宅の購入は、
「定住促進事業補助金」を利用ください
江田島市企画部企画振興課
TEL0823-43-1630

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う江田島市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する江田島市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。申請書もこちらから取得できます。



④ 空き家修繕補助



空き家への居住又は活用を促進するため、市内業者で空き家修繕する際の修繕費用の一部を補助します。

補助対象者

空き家を購入又は所有する者で、修繕後に活用
(居住又は空き家バンク登録)する所有者等

対象空き家

市内にある空き家
但し、修繕後に居住(単独所有)又は空き家バンクへ登録すること

補助額等

生活する上で必要な修繕に要する費用

(補助限度額: 30万円, 補助率: 3/10)

提出書類

補助申請時 **事業実施前**

- ① 交付申請書
- ② 修繕費の見積書 (写し)
- ③ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ④ その他市が必要と認めた書類 (誓約書等)

実績報告時 **事業完了後**

- ① 事業実績書
- ② 修繕費の領収書 (写し)
- ③ 空き家の現在の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④ 空き家の修繕前・中・後の写真
- ⑤ 住民票の写し (居住の場合のみ)
- ⑥ 空き家バンク登録申請書の写し
(空き家バンク登録の場合のみ)

条件

江田島市に登録された空き家であること
修繕工事は、必ず江田島市内の事業者で行うこと

注意点

申請前に都市整備課に相談すること
補助申請後、交付決定を受けた会計年度の3月10日までに実績報告すること
修繕後は、その空き家を必ず活用(居住又は空き家バンク登録)すること

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う江田島市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する江田島市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。申請書もこちらから取得できます。

